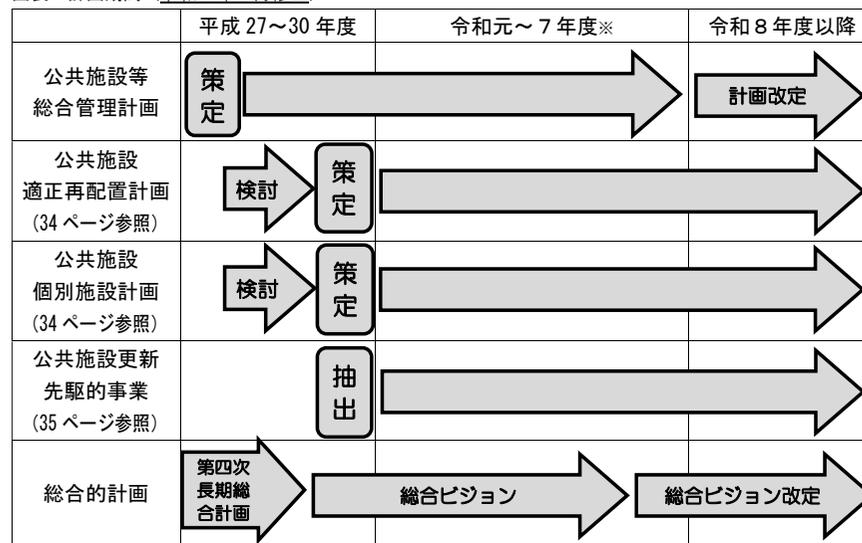


現行	改定後（案）				
	<p>改定履歴</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 248 1361 392">令和4年3月</td> <td data-bbox="1361 248 2085 392">平成30年2月「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改定及び令和3年1月総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に対応する一部改定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 392 1361 494">令和7年2月</td> <td data-bbox="1361 392 2085 494">国分寺市包括施設管理業務委託による施設データ蓄積期間及び第2次国分寺市総合ビジョン前期実行計画の計画期間に鑑み、計画期間を延伸するための一部改定。</td> </tr> </table>	令和4年3月	平成30年2月「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改定及び令和3年1月総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に対応する一部改定。	令和7年2月	国分寺市包括施設管理業務委託による施設データ蓄積期間及び第2次国分寺市総合ビジョン前期実行計画の計画期間に鑑み、計画期間を延伸するための一部改定。
令和4年3月	平成30年2月「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改定及び令和3年1月総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に対応する一部改定。				
令和7年2月	国分寺市包括施設管理業務委託による施設データ蓄積期間及び第2次国分寺市総合ビジョン前期実行計画の計画期間に鑑み、計画期間を延伸するための一部改定。				
令和4年3月の改定について	令和7年2月の改定について				
<p>市では、平成27年度の『国分寺市公共施設等総合管理計画』の策定後、平成30年度に『国分寺市公共施設適正再配置計画』及び『国分寺市公共施設個別施設計画』を策定しました。</p> <p>国分寺市公共施設等総合管理計画については、長期の視点にたちつつ、原則として10年ごとに見直すこととしていますが、必要があればその都度見直すこととしています。</p> <p>今般、国（総務省）において、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改定され、さらに令和3年1月に総務省から出された通知（「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」）により、計画の見直しにあたっての記載事項が具体的に示されたことから、その対応として一部の改定を行いました。</p> <p>なお、今回の改定は、上記の国指針の改定を踏まえ、示された記載事項に沿って現状を追記したものです。本計画策定後の令和元年に人口ビジョンが改定され、本市の人口は令和12（2030）年をピークとして、それ以降は人口減少傾向になると推計されています。そうした状況の変化を踏まえた本計画の見直しについては、十分な検討が必要となることから、当初の計画のとおり、策定から10年を目途に行います。</p>	<p>国分寺市では、平成27年度に『国分寺市公共施設等総合管理計画』を策定し、平成30年度には『国分寺市公共施設適正再配置計画』および『国分寺市公共施設個別施設計画』を策定しました。本計画は、長期的な視点を持ちながら、原則として10年ごとに見直しを行い、必要に応じて適宜改定する方針としております。</p> <p>令和6年度からは、公共施設の維持管理業務等を統一的な視点で委託する「包括施設管理業務委託」を導入しました。これにより管理水準の統一を図るとともに、施設の老朽化に伴う不具合への迅速な対応を可能としています。また、受託事業者が定期巡回・点検を行い、施設の劣化度などのデータを蓄積することで、より客観的で効果的な施設管理が期待されます。本計画をより実効力のあるものとするためには、こうしたデータを活用し施設の現況等を把握するとともに、今般の物価高騰をはじめとする社会経済情勢の動向や、今後の人口動態、財政状況等を含めて十分に分析し検討することが必要です。</p> <p>このため、本計画の改定を令和10年度を目途に実施することとし、現行計画の適用期間を第2次国分寺市総合ビジョン前期実行計画の最終年度となる同年度まで延伸します。</p>				
3. 計画期間	3. 計画期間				

計画期間については、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点による検討が必要となることから、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度の10年間とし、公共施設等の状況や人口・財政・まちづくり等の状況変化を踏まえながら、原則して10年ごとに見直しを行っていくこととします。ただし、計画期間中に見直しが必要な状況になった場合には、適宜見直しを行います。再配置計画及び個別施設計画の計画期間については、各々の策定時に適切な計画期間を設定していきます。

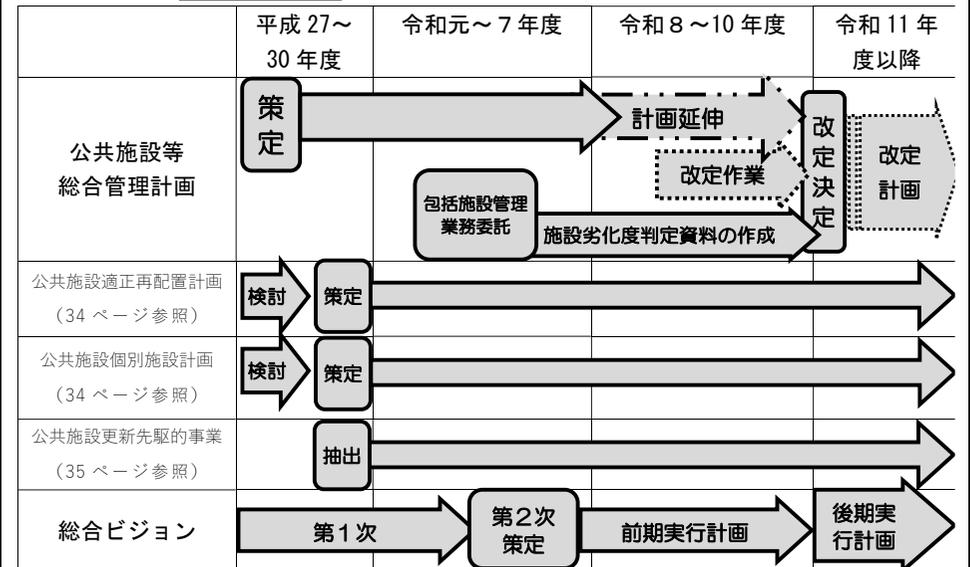
計画期間については、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点による検討が必要となることから、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度の10年間としていましたが、令和6年度に導入した包括施設管理業務委託で得られたデータを次期計画改定に活用するため、現行計画は令和10年度まで延伸します。また、計画期間中に見直しが必要な状況になった場合には、適宜見直しを行います。再配置計画及び個別施設計画の計画期間については、各々の策定時に適切な計画期間を設定していきます。

図表 計画期間（令和4年3月修正）



※令和3年度の改定については、令和3年1月の総務省の通知（「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」）に基づき、必要な追記を実施したものである。

図表 計画期間（令和7年2月修正）



※令和7年度の改定については、包括施設管理業務委託の導入に伴う本計画の延伸を反映したものである。なお、令和10年度の本計画改定後、それに伴い「国分寺市公共施設個別施設計画」についても見直す予定である。

※全般的な事項として、カンマは読点に修正する。